

埼玉消費者被害をなくす会消費者力アップ学習会 Vol. 2 報告

法律を学ぼう！特定商取引法

「強引に買い取られた着物、貴金属 返してもらえる?！」

日時：2012年11月27日（火）10:00～12:00

会場：シーノ大宮生涯学習総合センター講座室1. 2

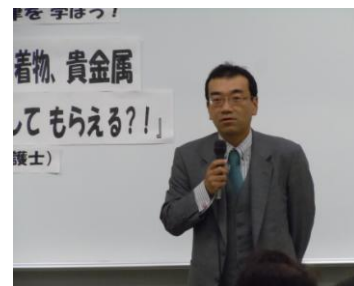
講師：松苗 弘幸氏（弁護士）

主催：NPO法人埼玉消費者被害をなくす会

参加：20人

【学習会概要と参加者の声】

「押し買い」とはどんな被害で、どんな規制がなされたのかについて、特定商取引法の規制、被害事例を交えてわかりやすく解説していただきました。また、書面交付義務とクーリング・オフについても学ぶことができ、参加者からは『女性の声で電話があり訪問を承諾したが実際は複数の男性で来たなどはとても怖いので、法で訪問人数などを規制できるようにならないか』『押し買いに対応する法改正が比較的早く成立されたとのことで、特に高齢者の被害防止には法の規制があるとうれしい』『難しい用語も多かったが、知っていたつもりでいたことも改めて勉強になった』などの感想がありました。



【特定商取引法の一部を改正する法律が成立】

現行の特定商取引法の6類型（訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘因販売取引）に7番目の取引類型として“訪問購入（買取）”が追加、2012年8月10日に成立、22日に公布されました。公布後半年以内に施行することが定められています。他にネガティブ・オプション（送りつけ商法）も規制の対象となっています。2010年度の訪問購入に関する被害事例は2,367件と前年の137件から急増、それまでの特定商取引法や消費者契約法では、消費者は買う立場であることが大前提となっていて規制の対象ではなかったことから、法律の改正が求められていました。“渡した商品そのもの”が手元に戻ることが必要不可欠であるなど、訪問購入特有の事情に対応できるよう、クーリング・オフ期間中の消費者の物品引渡拒絶権も定められました。

【被害例】 不用な着物の買取で訪問を受けたが、10万円以上した宝石3点を1700円で買取ると一方的に言われた。怖くて断れなかった。

【訪問購入（買取）に関する規制等】 原則として、全ての物品が対象となっています。

- 購入業者に対する行為規制・・・①事業者名や勧誘する目的であること、対象とする物品の種類を明示 ②勧誘を受ける意思を確認する義務、契約の締結を断った消費者への再勧誘も禁止 ③解約の妨害や虚偽の説明、消費者を困惑される行為の禁止
- クーリング・オフや物品引渡拒絶権など・・・①物品の種類や価格、クーリング・オフ（契約書面交付の日から8日間）に関する事項を記載した書面の交付義務 ②クーリング・オフ期間中は物品の引渡拒絶が可能 など
- 不招請勧誘の禁止・・・勧誘の要請をしていない消費者に対する勧誘の禁止

⇒このように、特に高齢者被害を防止するためには極めて重要な規定となっています。しかし、「不要な勧誘は断る」「不要な契約はクーリング・オフができるか相談・検討」ことがまずは大切です。みんなの力で高齢者の被害防止を！

特定商取引法の概要など詳細は [消費者庁 取引対策](#) を検索！